

# 虐待防止のための指針

株式会社札幌心理支援オフィス

#### (基本的な考え方)

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用児童の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利権益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対策に努め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めることとする。

#### (虐待の定義)

虐待とは、職員等から利用児童に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

##### 1. 身体的虐待

利用児童の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為に加え、または正当な理由なく利用児童の身体を拘束すること。

##### 2. 心理的虐待

利用児童に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

##### 3. 性的虐待

利用児童にわいせつな行為をすること、または利用児童をしてわいせつな行為をさせること。

##### 4. 放棄・放任（ネグレクト）

利用児童を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用児童を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

##### 5. 経済的虐待

利用児童の財産を不当に処分すること、利用児童から不当に財産上の利益を得ること。

#### (委員会の設置)

虐待防止委員会は、利用児童の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用児童の自立と社会参加のための支援を妨げることをないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

#### (委員会委員の選出)

委員は各事業所1名選出する。

委員長は虐待防止責任者とし、副委員長は虐待防止責任者補佐とする。

必要のある場合には、第三者委員（有識者）を加えることができる。

#### (委員会の開催)

委員会の開催は年1回以上とする。

委員会は、虐待防止に関する法人施設内での協議事項が生じた都度に随時開催する。  
法人事業内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。  
委員会の開催の必要のあるときは、委員長が招集し開催する。  
身体拘束適正委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。

#### (委員会の実施)

委員会は「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。

「虐待早期発見チェックリスト」に従い、必要ある毎に調査を実施する。

上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。

虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。

新任者に対する虐待防止に係る研修を実施する。

事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。

その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

#### (委員会の責務)

委員会の責務として、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

委員会の委員長及び委員は、日頃より利用児童の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用児童の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

#### (虐待の早期発見等への対応)

##### 1. 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用児童の様子の変化を迅速に察知し、それにかかる確認や責任者等への報告が重要である。

また、地域で生活している利用児童のサービス利用時等の様子にも配慮し、疑いをもたれる場合には、家庭訪問や相談支援事業者との連携、さらには行政への通報を含め迅速に対応することが必要である。

なお、虐待とは利用児童の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする

ことを意識し、平素から責任者等は、利用児童・保護者・職員とのコミュニケーション（対話）の確保を図り、虐待の早期発見に努めることとする。

## 2. 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用児童の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用児童や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報・相談することとする。

さらには、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとする。

### （職員等が留意すべき事項）

職員等は、弊社理念及び行動規範に掲げる利用児童の人格を尊重することを深く意識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。

虐待事案の発生は、利用児童の生命と生活を脅かすことのみならず、法人・事業所としての社会的信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある。

#### 1. 意識の重要性

- ・障害の程度等に関わらず、常に利用児童の人格や権利を尊重すること
- ・職員等は利用児童にとって支援者であることを強く自覚し、利用児童の立場に立った言動を心がけること。
- ・虐待に関する受け止め方には、利用児童による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

#### 2. 基本的な心構え

- ・利用児童との人間関係が構築されていると、独りよがりになり思いつまないこと。
- ・利用児童が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・利用児童本人は心理的苦痛を感じていても、重度の重複障害などからそれを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・虐待（疑い）を受けている利用児童について見聞きした場合は、利用児童の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・職場内の虐待にかかる問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速

やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

(利用児童に対する指針の閲覧)

本指針は、利用児童・家族等に虐待防止への理解と協力を得るために、当事業所ホームページにて公表する。

附則 令和6年11月1日 施行